

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税 ー外形標準課税対象法人以外用ー

申告書記載の手引き

(確定申告書1～9ページ・予定申告書10ページ・税率表11ページ・問合せ等12ページ)

この手引きは青森県内だけに事務所等がある法人で外形標準課税対象法人以外の法人用のものですので、他の都道府県に事務所等のある法人用には使えません。

確定申告書 (第6号様式)

第6号様式

○この申告書は、仮決算に基づく中間申告(連結法人を除く。)、確定した決算に基づく確定申告及びこれらについての修正申告をする場合(清算中の法人含む。)に使用します。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。

○申告書の提出先(納税地)

この申告をすべき日における主たる事務所等(本店)の所在地を所管する地域県民局を記載してください。

○電話番号

必ず記載してください。

受付印		平成25年5月31日 青森県 東青 地域県民局長 殿		発行年月日 通信用印		確定申告書	
所在地 (本店が支店等の場合本店所在地を併記) 青森市新町2-4-30 (電話 017-734-9976)		事業種目 不動産代理業		期末現在の資本金等の額又は出資金等の額 (解散日現在の資本金等の額又は出資金等の額) 57,342,500			
法人名 (ふりがな) 株式会社 りんご不動産		代表者 (ふりがな) 青森 一郎		経理責任者 青森 花子			
平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度又は連結事業年度分の申告		確定申告書		※			
摘要 所得金額総額 (70-71)又は別表5(31) 年400万円以下の金額 年400万円を超え年800万円以下の金額 年800万円を超える金額 計(34)+(35)+(36) 軽減税率不適用法人		課税標準 税率(100) 税額		(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額 試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額			
34 54,929,097 35 4,000,000 36 4,000,000 37 54,929,000 38		2.7 100 4.0 100 5.3 100 54,929,000		347,800 1,372,219.5			

○代表者・経理責任者

この申告書の作成時における代表者・経理責任者です。なお、押印に使用する印鑑は、代表者等個人の私印です。

○法人名

法人課税信託の受託者が法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、その法人課税信託の名称を併記してください。

○申告の基礎

この申告が次の(1)及び(2)の修正申告のときに、法人税の処理年月日及び処理区分を記載してください。

- (1) 法人税について修正申告し、それと同時に、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税についても修正申告をするとき。
- (2) 法人税について更正・決定・再更正を受け、その更正・決定・再更正の日から1ヵ月以内に、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税について修正申告をするとき。

☆ なお、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税について、以上のほか、地方税法第53条第22項各号、第72条の33第2項(地方法人特別税等に関する暫定措置法第11条)の規定に該当する場合は、遅滞なく修正申告をしなければなりません。

○期末現在の資本金等の額

(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)

事業年度の末日(中間申告の場合は、その計算期間の末日)現在における数値(かつこ内には解散日現在における数値)を記載してください。

○申告の種類

この申告の種類について「確定」「修正確定」「中間」「修正中間」と明確に記載してください。

(注) ※印の部分は、記載しないでください。

確定申告納付期限

事業年度終了後2ヵ月以内

ただし、確定申告期限の延長の承認を受けている場合は、その承認されている期限まで。

○申告書記載の順序

1 法人税割額

- (1) ①の欄に、法人税額を記載します。（記載する金額は右ページ参照）
- (2) ②から⑤までの各種加算・控除（詳しくは下欄又は右ページ参照）を行い、課税標準額⑥（①＋②＋③－④＋⑤）を算出します。

○課税標準額⑥の端数処理について

- ・ ⑥の額が、1,000円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。
- ・ ⑥の額が、1,000円を超える場合に、1,000円に満たない端数があるときは、その1,000円に満たない端数を切り捨ててください。

- (3) ⑥に法人税割の税率（11ページ参照）を乗じて、法人税割額⑧を算出します（ここでは端数処理はしません）。
- (4) 利子割額の控除額等⑨から⑪の控除（⑨、⑩については下欄、⑪については7～9ページ参照）を行い、法人税割額の確定税額⑫を算出します。
- (5) 既納付額等⑬から⑮までの各種加算・控除（詳しくは下欄又は右ページ参照）を行い、今回の申告により納付すべき法人税割額⑯（⑫－⑬－⑭＋⑮）を算出します。

2 均等割額

- (1) 算定期間中に事務所等を有していた月数⑰を求めます（数え方は右ページ参照）。
- (2) 均等割の税率（11ページ参照）に⑰／12を乗じて、均等割額⑱を算出します。
- (3) ⑱から既に納付の確定した当期分の均等割額⑲（詳しくは下欄を参照）を減算して、今回の申告により納付すべき均等割額⑳を算出します。

○各欄に記載する金額等

④還付法人税額等の控除額

欠損（赤字）を生じた事業年度につき法人税の繰戻還付を受けた場合、その還付法人税額を、欠損を生じた事業年度の翌事業年度以降9年間繰り越して控除できます（地方税には繰戻還付制度がないためにとられている措置です。）ので、この繰戻還付法人税額などの繰越控除の額を記載します。

なお、この場合には「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書」（地方税法施行規則第6号様式別表2の3）を申告書に添付し、同明細書の④の計欄の金額を記載してください。

⑨外国の法人税等の額の控除額

外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除する場合に記載します。

なお、この場合には、「外国の法人税等の額の控除に関する明細書」（地方税法施行規則第7号の2様式別表3又は3の2）を申告書に添付し、同様式（その1）の⑫又は同様式（その2）の⑬の欄の金額を記載してください。

⑩仮装経理に基づく法人税割額の控除額

事実を仮装した経理に基づき法人税を過大に申告したことによって、法人税の更正を受けた場合、その法人税の更正に基づく法人県民税の更正により減少する法人税割額は、還付や充当の手続きによらず、県民税の更正後5年間の各事業年度の法人税割額から順次繰り越して控除するものとされています。

第6号様式

		兆	十億	百万	千	円
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①				34	1800
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②			13722	195	
国際戦略総合特別区域及び雇用の数の増加に係る法人税額の特別控除額	③					
還付法人税額等の控除額	④					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑤					
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①＋②＋③－④＋⑤	⑥			13722000	00	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑦				000	
法人税割額 ⑥又は⑦× $\frac{5.8}{100}$	⑧			7958	76	
外国の法人税等の額の控除額	⑨					
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑩					
利子割額の控除額 (控除した金額⑨)	⑪			1000	40	
差引法人税割額 ⑧－⑨－⑩－⑪	⑫			6958	00	
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			2100	00	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭					
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(⑫)	⑮				00	
この申告により納付すべき法人税割額⑫－⑬－⑭＋⑮	⑯			4858	00	
算定期間において事務所等を有していた月数	⑰				12	月
均等割額 50,000円× $\frac{⑰}{12}$	⑱			5000	00	
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲			2500	00	
この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳			2500	00	
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯＋⑳	㉑			5108	00	
㉑のうち見込納付額	㉒					
差引 ㉑－㉒	㉓			5108	00	

⑬(⑲)既に納付の確定した当期分の法人税割額(均等割額)

この申告が確定申告のときは中間申告している法人税割額（又は均等割額）、この申告が修正申告のときはこの申告の前の申告書の⑫（又は⑱）の欄に記載した法人税割額（更正又は決定を受けていたときは、その更正又は決定された法人税割額（又は均等割額））を記載してください。

㉑この申告により納付すべき道府県民税額

この申告により納付すべき道府県民税の額に⑯又は⑳で△（マイナス）を付しているときは、その△を付したものを0としてこの欄の金額（⑯＋㉑）を計算します。

法人税の申告書

法人税の申告書

法人税の申告書

法人税の申告書

■法人事業税・地方法人特別税

○申告書記載の順序

1 所得金額に対して課税される法人

(1) 下記(2)及び(3)以外の法人

所得金額の計算 (65～71) をして、所得金額差引計 (70－71) を算出し、それを33の欄に転記して、事業税額及び地方法人特別税額を計算してください。

(2) 事業税が非課税とされる事業とその他の事業を併せて行う法人、法人税が非課税とされる法人、法人税法第62条第2項の規定の適用を受ける法人並びに租税特別措置法第61条、同法第67条の14第1項及び同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人

「所得金額に関する計算書」(地方税法施行規則第6号様式別表5)により、算定した合計欄31を33の欄に転記して、事業税額及び地方法人特別税額を計算してください。

(3) 医療法人及び医療事業を行う農業協同組合連合会

医療第1表又は第2表により課税所得金額を算出し、それを33の欄に転記して、事業税額及び地方法人特別税額を計算してください。

2 収入金額に対して課税される法人

ガス供給業(導管によるガス供給に限る)、電気供給業及び保険業を行う法人については、これらの事業に係る収入金額に対して事業税及び地方法人特別税が課税されます。

なお、43の欄については、次の金額を記載してください。

電気・ガス 地方税法施行規則第6号様式別表6の③を記載します。

生命保険 〃 別表7の⑤ 〃

損害保険 〃 別表8の⑦ 〃

少額短期保険 〃 別表8の⑱ 〃

○端数処理(課税標準)

34～38、40、42、44の各欄の課税標準の額について各欄ごとに次により端数を処理してください。

- ・その金額の全額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・その金額が1,000円を超える場合に、1,000円に満たない端数があるときは、その1,000円に満たない端数を切り捨てます。

○端数処理(税額)

(1) 34～38、40、42、44、56、57の各欄の税額について各欄ごとに次により端数を処理してください。

- ・その金額の全額が100円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・その金額が100円を超える場合に、100円に満たない端数があるときは、その100円に満たない端数を切り捨てます。

(2) 45、49の各欄の金額の全額が100円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。

なお、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。

第6号様式

業 所 得 割		課 税 標 準				税率(100)	税 額						
摘 要		税 率				税 額							
業 所 得 割	所得金額総額 (70-71)又は別表5③	33	兆	十億	百万	千	円		兆	十億	百万	千	円
	年400万円以下の金額	34						27					
	年400万円を超え年800万円以下の金額	35						40					
	年800万円を超える金額	36						53					
	計	37											
	軽減税率不適用法人の金額	38											
	付加価値額総額	39											
	付加価値額	40											
	資本金等の額総額	41											
	資本金等の額	42											
収入割	収入金額総額	43											
	収入金額	44											
合計事業税額		37+40+42+44又は38+40+42+44					45						
業 所 得 割	仮装経理に基づく事業税額の控除額	46											
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	48											
	④9の内訳	50											
	資本割	52											
	収入割	53											
	④9のうち見込納付額	54											
	合計地方人特別税額	56+57					58						
	仮装経理に基づく地方人特別税額の控除額	59											
	租税条約の実施に係る地方人特別税額の控除額	61											
	④9のうち見込納付額	63											
業 所 得 割	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(35)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(44))	65											
	加 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額	66											
	減 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	67											
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	68											
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	69											
	仮計	70											
	繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	71											
	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(56))	72											
	決算確定の日	73											
	解散の日												
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・無	法人税	有・無	法人税の申告書の種類	青色・その他							
この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額		円									
翌期の中間申告の要否		要・否	国外関連者の有無		有・無								

○56(57) 所得割(収入割)に係る地方法人特別税額

「課税標準」欄には、37(又は44)の「税額」欄の金額を記載してください。

法人税の申告書

別表4 所得の金額の計算に関する明細書

事業年度

区 分		総 額
		①
当期利益又は当期欠損の額	1	円 52,472,737
加	損金経理をした法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。）	2
	損金経理をした道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税	3
	損金経理をした道府県民税利子割額	4
	納税充当金	5
小 計		
仮 計 (1)+(13)-(25)		26 52,472,737
寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)		27 156,234
沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十一「9」又は「12」)		28 △
国際戦略総合特区における特定認定事業法人の所得の損金算入額又は益金算入額 (別表十二「7」又は「9」)		29 500,000
認定研究開発事業法人等の所得の損金算入額又は益金算入額 (別表十三「7」又は「9」)		30 1,500,000
法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額 (別表六「一」「6の3」+復興特別法人税申告書別表二「6の3」)		31 300,120
税額控除の対象となる外国法人税の額等 (別表六(二)「10」-別表十七(二)「39」の計)		32
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)		33
計外船舶運搬事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の損金算入額又は益金算入額 (別表十五「19」,「20」又は「22」)		34
合 計 (26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)+(34)		35 54,929,091
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)		36
特定目的会社等の支配配当又は特定前払金に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十八「13」若しくは「33」又は別表十九「16」若しくは「33」)		37 △ △
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額		38
差 引 計 (35)から(38)までの計		39 54,929,091
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七「一」「4」の計+別表七「二」「11」若しくは「23」又は別表七「三」「10」)		40 △
総 計 (39)+(40)		41 54,929,091
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(四)「40」)		42 △
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「10」)		43 △ △
農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「43」の計)		44 △ △
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「15」)		45 △ △
再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「12」)		46 △ △
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額		47 △ △
所得金額又は欠損金額		48 54,929,091

④6 仮装経理に基づく事業税額の控除額

事実を仮装した経理に基づいて法人事業税を過大に申告した場合において、減額の更正を受けたときは、その減額される事業税額は還付や充当の手続きによらず、更正後5年間の各事業税額から順次繰り越して控除するものとされています。

④7 既に納付の確定した当期分の事業税額

この申告が確定申告であるときは中間申告している税額、この申告が修正申告であるときはこの申告の前の申告書の④5-④6の額（更正又は決定を受けていたときは、その更正又は決定に伴う事業税額）を記載してください。

④5～⑦の各欄については、申告書記載の順序の1(1)に該当する法人が記載します。

④5 所得金額又は個別所得金額

法人税の明細書（別表4）の35の欄の金額、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の44の欄の金額を記載します。

ただし、連結申告法人について、法人税の明細書（別表4の2付表）の9の欄に記載された金額がある場合には、その金額を44の欄の金額に加算した金額を記載してください。

④6 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額

法人税では、利子所得等に対して課された所得税額は、法人の各事業年度の所得金額の計算上損金（経費）として経理するか、法人税額から控除するかをどちらかを選択できることとされていますが、事業税の場合、損金経理も税額控除もどちらもできません。したがって、法人税で税額控除する場合には、法人税の所得金額計算上、所得税額は損金に算入されませんので、法人税の所得金額と事業税の所得金額は同じになりますが、法人税で損金経理しているときは、その額を法人税の所得金額に加算したものが事業税の所得金額になります。

④7 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額

法人税の明細書（別表12(1)）の9の欄の金額又は14の欄の金額のいずれか低い金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載してください。

④8 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額

法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の29及び30の計欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載してください。

④9 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額

外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条又は第81条の15に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額のうち、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の32の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の41の欄の金額を記載してください。

⑦繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額

→ 6 ページ参照

⑦2 法人税の所得金額又は個別所得金額

法人税の明細書（別表4）の48の欄又は法人税の明細書（別表4の2付表）の56の欄の金額を記載してください。

第6号様式別表5

所得金額に関する計算書

所得金額の計算		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
加	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(35)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(44))																									
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額																									
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額																									
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額																									
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額																									
小 計																										
減	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額																									
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額																									
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額																									
	特定目的会社又は投資法人の支配配当の損金算入額																									
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は剰余金の分配の損金算入額																									
算	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額																									
	小 計																									
仮 計 ①+⑥-⑬																										
外国の事業に帰属する所得																										
再 仮 計 ⑬-⑮																										
非課税等所得	林業に係る所得																									
	鉱物の採掘事業に係る所得																									
	社会保険等に係る医療の所得																									
	農事組合法人の農業に係る所得																									
	小 計																									
所得金額差引計 ⑬-⑱																										
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額																										
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額																										
所得金額再差引計 ㉒-㉓-㉔																										

⑦繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額

対 象 区 分		添 付 書 類	申告書への記載
欠損金の繰越し	欠損金額について地方税法第72条の23第1項若しくは第3項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項（同法第142条の規定により同法第57条第1項の規定に準じて計算する場合を含む。）又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下「平成23年旧法人税法」といいます。）第57条第1項又は地方税法施行令第21条第1項の規定の適用を受ける場合	地方税法施行規則 第6号様式 別表9	別表9の当期控除額の「計」欄の金額
災害による損失金の繰越し	欠損金額について地方税法第72条の23第1項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項（同法第142条の規定により同法第58条第1項の規定に準じて計算する場合を含む。）又は平成23年旧法人税法第58条第1項の規定の適用を受ける場合		
債務免除等があった場合の欠損金の損金算入	地方税法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受ける場合	〃 別表10	別表10の⑪の欄又は⑫の欄
	地方税法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合		
	地方税法第72条の18の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受ける場合	〃 別表11	別表11の⑪の欄の金額
	地方税法第72条の18の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合		

⑧ 欠損金の繰越し－ 法人税について欠損を生じた事業年度後9年間（※）の欠損金の繰越控除が認められた場合は、法人事業税についても法人税と同様に繰越控除できます。ただし、法人税においては、欠損につき法人税額の繰戻還付を受けた場合、その還付法人税額に対応する欠損金額は繰越控除できないものとされていますが、事業税については、繰戻還付制度がありませんので、還付法人税額に対応する欠損金額についても繰り越して控除することとされています。

（※）平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用。なお、平成20年3月31日までに終了した事業年度において生じた欠損金額については7年間。

第6号様式

還 付 請 求	中 間 納 付 額	⑦④	兆	十億	百万	千	円
	利 子 割 額	⑦⑤					0
	還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	銀行 支店					
	口座番号(普通・当座)						

還付請求
⑦④中間納付額

中間納付額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。還付請求額として記載する額は、⑬の欄又は⑭の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑮の欄に記載した事業税額及び⑯の欄に記載した地方法人特別税額との合計額と同額になります。

⑦⑤利子割額

利子割額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。還付請求額として記載する額は、次の金額と同額になります。

(1) 利子割還付額の均等割への充当（9ページ）を「希望する」とした場合……均等割に充当される額を控除した額（③⑩－②⑩）

(2) 利子割還付額の均等割への充当を「希望しない」とした場合……③⑩の欄の金額

○還付を受けようとする金融機関

中間納付額又は利子割額がある場合でその還付を金融機関の口座に受け入れることを希望するときに記入してください。

決算確定の日	平成25年 5月 24日		
解 散 の 日	平成 年 月 日	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日
申告期限の延長の処分 (承認)の有無	事業税 有・無	法人税 有・無	法人税の申告書の種類 法人税の当期の確定税額又は 連結法人税個別帰属支払額 16,074,000 円
この申告が中間申告 の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	翌期の中間申告の要否 (要) 否	国外関連者の有無 有・無

○翌期の中間申告の要否

法人税について、翌期に中間申告を必要とするかどうかについて、該当するものを○で囲んでください。

○申告期限の延長の処分（承認）の有無……その制度の概要

会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由による確定申告期限の延長の承認を受けているかどうかについて該当するものを○で囲んでください。なお、この申告期限延長の概要は、次のとおりです。

(1) 法人事業税・地方法人特別税についての申請

会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により、事業年度終了後2ヵ月以内に決算が確定しないために確定申告期限（事業年度終了後2ヵ月以内）までに確定申告ができない常況にある場合などには、地方税法第72条の25第2項から第7項まで（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条）の規定に基づき、申請により、原則として確定申告期限の1ヵ月延長の承認を受けることができます。この場合、期限延長の承認を受けようとする最初の事業年度終了の日まで（連結を理由とする場合は、終了の日から45日以内）に、地域県民局長へ申請書を提出しなければなりません。

(2) 法人県民税についての届出

法人県民税については、法人税について申告期限延長が承認されると法人県民税、法人市町村民税の申告期限も延長されることになっていますので、申告期限延長の申請は必要ありません。ただし、法人税について申告期限の延長が承認された場合、事業年度終了後22日以内（連結親法人及びその連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人は申告書の提出期限の延長の承認の日から7日以内）にその旨を地域県民局長へ届出しなければなりません。

◎利子割と県民税法人税割との調整

利子割を課された法人については、法人県民税の申告の際に、県民税法人税割において利子割額の控除を行い、控除することができなかった利子割額については、還付又は均等割若しくは未納の地方団体の徴収金に充当することとされています。（地方税法第53条第26項、第39項、第40項）

なお、利子割額の控除・充当・還付を受けるためには、地方税法施行規則第9号の2及び第9号の3様式の添付が必要です。この場合において法人税割額から控除することができる利子割額は、当初の確定申告書等に記載された金額が限度となります。したがって、その記載がなかった場合又は記載された金額が過少であった場合であっても、後の修正申告書等によって新たに控除されたり、控除すべき金額が増加することは原則として認められません。（地方税法第53条第28項）

1 利子割額の控除

- (1) 利子割額の控除は、以下のア又はイに掲げる申告の場合にそれぞれ申告納付すべき法人税割額から、これらの法人税割額の課税標準の算定期間において課された利子割額を控除する方法により行われます。

ア 中間申告（仮決算に基づく中間申告に限る。）

イ 確定申告

- (2) 控除の対象となる利子割額は、所得税法第2条第1項第9号に規定する公社債の利子又は同項第12号の2に規定する投資信託の収益の分配（以下「公社債利子等」といいます。）については、その元本の所有期間に対応する部分の利子割額（以下「控除対象利子割額」といいます。）に限られ、それ以外の利子等については、利子割額の全額が控除されます。（地方税法施行令第9条の8第1項）

公社債利子等に係る控除対象利子割額の計算方式は、以下のとおりです。

ア 個別法による場合（地方税法施行令第9条の8第2項）

[算式]

$$\text{公社債利子等について徴収された利子割額} \times \frac{\text{その法人がその元本を所有していた期間の月数}}{\text{その公社債利子等の計算期間の月数}}$$

※・昭和63年4月1日前の月数は算式中の月数に含めません。

・算式中の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

・算式の分数の割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り上げます。

・控除対象利子割額に、1円未満の端数があるときは、その金額を切り上げます（イにおいて同じ）。

・法人の合併等があった場合の元本を所有していた期間については、被合併法人等が元本を所有していた期間を含みます。

イ 銘柄別簡便法による場合（地方税法施行令第9条の8第3項）

控除対象利子割額をアの方法により計算することに代えて、次の算式により計算することができます。この場合の計算は、その利子割額に係る公社債利子等の元本を①公社債又は②投資信託の受益証券の2種類に区分し、更に、その元本を当該公社債利子等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものとの区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごとに行います。

[算式]

$$\text{公社債利子等について徴収された利子割額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{その法人がその公社債利子等} \\ \text{の計算期間の開始時に所有し} \\ \text{ていた元本の数 (B)} \end{array} + \{(A) - (B)\} \times \frac{1}{2} \text{ (又は } \frac{1}{12} \text{)}}{\text{その公社債利子等の計算期間の終了時に所有していたその元本の数 (A)}}$$

※・算式中の元本の数、公社債については、額面金額によります。

・(B) > (A) の場合には、分数の割合は1とします。

・分子の $\frac{1}{12}$ は、公社債利子等の計算の基礎となった期間が1年（昭和63年4月1日以降の期間が1年）を超えるものについてのみ適用されます。

(3) 計算例

青森県内に本店を有する法人が次のような利子割を課税されたときにおいて、投資信託について銘柄別簡便法を選択した場合

ア 預金の利子

	利子等の計算期間	特別徴収された利子割額
A 銀行	24.4.1～25.3.31	青森県 30,000円
B 銀行	24.4.1～25.3.31	北海道 20,000円
計		50,000円

イ 投資信託の収益の分配

① 期中に特別徴収された利子割額の内容

元本の種類	利子等の計算期間	特別徴収された利子割額
投資信託	24.4.1～25.3.31	支払額 1,200,000円 × $\frac{5}{100}$ = 60,000円 { 青森県 50,000円 北海道 10,000円

② 利子割額に係る利子等の元本の状況

元本の種類	区 分	計算期間の期首	期 中 取 得	期 中 売 却	計算期間の期末
投資信託	青森県	1,000口	(24.4.10) 4,000口		5,000口
	北海道	3,000口		(24.9.28) 2,000口	1,000口

③ 銘柄別簡便法による計算

「利子割額の控除・充当・還付に関する明細書」の「公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算」によります。

都道府県別内訳は、銘柄ごとの控除対象利子割額を当該法人が課された利子割額の総額に対する各都道府県において課された利子割額の割合により各都道府県にあん分した額とします。

$$50,040円 \times \frac{50,000}{60,000} = 41,700円 \quad \cdots \cdots \text{青森県}$$

$$50,040円 \times \frac{10,000}{60,000} = 8,340円 \quad \cdots \cdots \text{北海道}$$

※ 控除・充当・還付を受ける利子割額については、各都道府県（当該額が最も多い都道府県を除く。）の当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額につき四捨五入した額を当該額とし、これらの都道府県の当該額の合計額と「利子割額の控除・充当・還付に関する明細書」の「②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額③」欄の金額との差額に相当する金額を当該額が最も多い都道府県の金額とします。

ウ ア、イの控除対象利子割額の合計金額

	アの金額	イの金額	計
北海道	20,000円	8,340円	28,340円
青森県	30,000円	41,700円	71,700円
計	50,000円	50,040円	100,040円

ア～ウの各金額等を地方税法施行規則第6号様式、第9号の2様式及び第9号の3様式の各欄に記載します。
なお、利子割額は、収入金額の5%以下の金額になります。

第9号の2様式
利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

区 分	取 入 金 額 ①	①について課された利子割額 ②	②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額 ③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1 1,000,000 円	50,000 円	50,000 円
公 社 債 の 利 子	2		
投 資 信 託 の 収 益 の 分 配	3 1,200,000	60,000	50,040
そ の 他	4		
計	5 2,200,000	110,000	100,040
公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算			
個 別 記 載	銘 柄	収入金額 ④	④について課された利子割額 ⑤
		公社債利子等の計算基礎期間 ⑥	⑥のうち元本 ⑦
		所有元本割等 ⑧	所有元本割合 ⑨
		控除・充当・還付を受ける利子割額 ⑩	控除・充当・還付を受ける利子割額 ⑪
銘 別 都 道 府 県 別 内 訳	銘 柄	収入金額 ⑫	⑫について課された利子割額 ⑬
		公社債利子等の計算基礎期間 ⑭	⑭のうち元本 ⑮
		所有元本割等 ⑯	所有元本割合 ⑰
		控除・充当・還付を受ける利子割額 ⑱	控除・充当・還付を受ける利子割額 ⑲
銘 別 都 道 府 県 別 内 訳	銘 柄	収入金額 ⑳	⑳について課された利子割額 ㉑
		公社債利子等の計算基礎期間 ㉒	㉒のうち元本 ㉓
		所有元本割等 ㉔	所有元本割合 ㉕
		控除・充当・還付を受ける利子割額 ㉖	控除・充当・還付を受ける利子割額 ㉗
銘 別 都 道 府 県 別 内 訳	銘 柄	収入金額 ㉘	㉘について課された利子割額 ㉙
		公社債利子等の計算基礎期間 ㉚	㉚のうち元本 ㉛
		所有元本割等 ㉜	所有元本割合 ㉝
		控除・充当・還付を受ける利子割額 ㉞	控除・充当・還付を受ける利子割額 ㉟
銘 別 都 道 府 県 別 内 訳	銘 柄	収入金額 ㊱	㊱について課された利子割額 ㊲
		公社債利子等の計算基礎期間 ㊳	㊳のうち元本 ㊴
		所有元本割等 ㊵	所有元本割合 ㊶
		控除・充当・還付を受ける利子割額 ㊷	控除・充当・還付を受ける利子割額 ㊸
銘 別 都 道 府 県 別 内 訳	銘 柄	収入金額 ㊹	㊹について課された利子割額 ㊺
		公社債利子等の計算基礎期間 ㊻	㊻のうち元本 ㊼
		所有元本割等 ㊽	所有元本割合 ㊾
		控除・充当・還付を受ける利子割額 ㊿	控除・充当・還付を受ける利子割額 ㊿

第9号の3様式
利子割額の都道府県別明細書

都道府県名	事務所の有無	都道府県コード	控除・充当・還付を受ける利子割額
北海道		01	十億 百万 千 円 2 8 3 4 0
青森	○	02	7 1 7 0 0
岩手		03	
宮城		04	
大分		44	
宮崎		45	
鹿児島		46	
沖縄		47	
合計	㉘		1 0 0 4 0

利子割額に関する計算	利子割額 （控除されるべき額） (28)									100040	利子割額の控除・充当・還付に関する明細書５欄③の金額 (８ページ) ⑪欄へ（２ページ）
	控除した金額 （(8)-(9)-(10)と(28)のうち少ない額） (29)									100040	
	控除することができなかった金額 (28)-(29) (30)										
	既に還付を請求した利子割額 (31)										
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (31)-(30)(15) (32)										
利子割還付額の均等割への充当 ☐ 希望する ☒ 希望しない											

(1) 利子割額の充当
法人税割額の計算上控除することができなかつた利子割額（以下「利子割額の控除不足額」といいます。）について、均等割に充当を希望する場合には、「利子割還付額の均等割への充当」欄の「希望する」に、充当を希望しない場合には、「希望しない」にそれぞれチェックします。
なお、法人の未納に係る地方団体の徴収金がある場合には、「希望しない」にチェックしても、当該徴収金に充当されます。

(2) 利子割額の還付
(1)の利子割額の充当をしてもなお充当することができなかつた利子割額の控除不足額がある場合には、法人に対して還付されます。
還付を受けようとする法人は、利子割額の控除不足額に係る申告書の提出と同時に、必要事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、地域県民局長に提出する必要があります。
なお、必要事項を記載した請求書については、「還付請求」欄（６ページ）を使用することによって、当該請求書に代えることができます。

利子割額の控除不足額が、下の記載例のBのように、控除されるべき額（28）が、控除前の法人税割額（8－9－10）より多い場合に記載します。

この申告が修正申告である場合に、先の申告書の⑩に記載した還付請求利子割額を記載します。なお、この修正申告が更正後初めて提出するものであるときには、当該更正において法人税割額から控除することができなかった利子割額に相当する金額を記載します。また、この金額のうち、まだ還付を受けていないものがある場合であっても、この金額を記載します。

この申告が修正申告である場合において、③①の金額が③②の金額を上回るときに、③①-③②の金額を記載します。(この金額は⑮の欄に記載される金額です。)

区 分		中間申告 (仮決算による) A	Aの確定申告 B	Bの修正申告 C	Aの確定申告 D	Dの修正申告 E
法人税割額		25,000	50,000	56,050	50,000	75,000
利子割額		28,000	54,560	54,560	30,150	30,150
法人税割額（⑥又は⑦× $\frac{5.0}{100}$ ）⑧						
法人税割額（⑥又は⑦× $\frac{5.0}{100}$ ）⑧		25,000	50,000	56,050	50,000	75,000
利子割額の控除額（控除した金額⑳）		⑪	25,000	50,000	54,560	30,150
差引法人税割額 ⑧－⑨－⑩－⑪		⑫	00	00	1,400	44,800
既に納付の確定した当期分の法人税割額		⑬	00	00	00	19,800
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑬		⑭	00	00	4,500	00
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫－⑬－⑭＋⑮		⑯	00	00	5,900	19,800
利子割額に関する計算	利子割額（控除されるべき額）	㉔	28,000	54,560	54,560	30,150
	控除した金額 ⑧－⑨－⑩と㉔のうち少ない額	㉕	25,000	50,000	54,560	30,150
	控除することができなかった金額 ㉔－㉕	㉖	3,000	4,560		
	既に還付を請求した利子割額	㉗			4,560	
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉖－㉗⑮	㉘			4,560	
還 請 付 求	中 間 納 付 額	㉙				
	利 子 割 額	㉚		4,560		

予定申告書
第7号様式

○この申告書は、前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び地方法人特別税額を基礎にして中間申告する場合に使用します。

※ 申告書上欄の事項の記載については、確定申告書の場合（1 ページ）と同様です。

○前期末現在の資本金等の額
 前事業年度の末日現在における数値を記載してください。なお、「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄の（ ）内には当期の事業年度開始の日から6月目の日現在の数値を記載してください。

事業種目 **食料品小売業**
 前期末現在の資本金の額又は出資金の額 **57342500**
 前期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額 **47342500**
 前期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額 **49204500**
 三 浦 徹

第7号様式

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度又は前連結事業年度の 道府県民税 地方法人特別税 の予定申告書

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額 (38) (金額)	17	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (16) (金額)	1
所得割額 (39) × 6 / 前事業年度の月数	18	予定申告税額 (1) × 6 / 前事業年度又は前連結事業年度の月数	2
付加価値割額 (40) × 6 / 前事業年度の月数	19	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3
資本割額 (41) × 6 / 前事業年度の月数	20	この申告により納付すべき法人税割額 (2) - (3)	4
収入割額 (42) × 6 / 前事業年度の月数	21	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	5
前事業年度の地方法人特別税額 (48)	22	50,000 円 × 5 / 12	6
地方法人特別税額 (22) × 6 / 前事業年度の月数	23	この申告により納付すべき道府県民税額 (4) + (6)	7
予定申告税額 (18) + (19) + (20) + (21) + (23)	24	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	8
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	25	(特別控除戻取戻税額等又は個別帰属特別控除戻取戻税額等) (金額)	9
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 (24) - (25)	26	法人税割額 (9)	10
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細		外国の法人税等の額の控除額 (10)	11
摘要	課税標準	税率 (100)	税額
所得割	所得金額総額 (27)	2,238,169.7	1,030,100
所得割	所得金額 (28)	2,238,100.0	1,030,100
付加価値割	付加価値額総額 (29)		
付加価値割	付加価値額 (30)		
資本割	資本金等の額総額 (31)		
資本割	資本金等の額 (32)		
収入割	収入金額総額 (33)		
収入割	収入金額 (34)		
合計事業税額 (28) + (30) + (32) + (34)		35	1,030,100
仮装経理に基づく事業税額の控除額 (36)		36	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 (37)		37	
納付すべき事業税額 (35) - (36) - (37)		38	1,030,100
(38)の内訳	所得割 (39)	1,030,100	付加価値割 (40)
(38)の内訳	資本割 (41)		収入割 (42)
摘要		課税標準	税率 (100)
(45)の内訳	所得割に係る地方法人特別税額 (43)	1,030,100	87 / 100
(45)の内訳	収入割に係る地方法人特別税額 (44)	0.0	
合計地方法人特別税額 (43) + (44)		45	834,300
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 (46)		46	
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 (47)		47	
納付すべき地方法人特別税額 (45) - (46) - (47)		48	834,300
この申告の期間		平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで	
前事業年度又は前連結事業年度の期間		平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで	

○①前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額
 ①前事業年度の事業税額、②前事業年度の地方法人特別税額
 当期の事業年度開始の日から6ヵ月以内に確定した前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別税額を記載してください。

○前事業年度又は前連結事業年度の期間及び②、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰の月数
 前事業年度の期間を記載し、その月数を②、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰の月数とします。この場合、月数は暦に従って数え、1月に満たない端数は1月とします。(例24. 8. 10～25. 3. 31…8ヵ月)

○⑤月数の数え方
 確定申告書(3ページ⑰)と同じです。
 ○端数計算
 ②、④、⑥、⑬～⑰、⑳の金額の100円未満の端数は切り捨ててください。

※1、※2、※3、(②、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰)の税額計算
 ②については、前事業年度の法人税割額に「6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額」になります。
 ⑬、⑭、⑮、⑯、⑰については、前事業年度の事業税額又は地方法人特別税額を「前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の額」になります。

◎法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の税率（平成24.10現在）

法人県民税	均等割	資本金等の額の率		年額	20,000円
		1千万円以下(又は地方税法第52条第1項の表の第1号に該当する法人)		年額	50,000円
		1千万円超～1億円以下		年額	130,000円
		1億円超～10億円以下		年額	540,000円
		10億円超～50億円以下		年額	800,000円
	法人税割	区分		税	率
		標準税率		$\frac{5}{100}$	
		超過税率	H3.4.1から28.3.31までに終了する各事業年度	$\frac{5.8}{100}$	
	《摘要》				
	1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をいいます。				
その判定時期は、次のとおりです。					
・確定申告のとき……………当期末現在					
・仮決算に基づく中間申告のとき…当期開始日から6ヵ月目の日現在					
・予定申告のとき……………前期末現在					
2 超過率は、次の(1)～(3)のいずれかの法人について適用されます。					
(1) 課税標準となる法人税額が、次の額を超える法人。なお、中間申告（仮決算に基づくものに限る。）の場合については、その法人税の中間申告書に記載すべき課税標準となるべき法人税額によります（この場合の月数は、6ヵ月とする。）。					
※事業年度の月数の数え方					
1月に満たない端数月も1月に数えます（均等割の数え方（3ページ）と異なることに注意してください。）。					
(例) 24.5.10～25.3.31…11ヵ月					
$\frac{1,000\text{万円} \times \text{当該事業年度の月数}}{12}$					
(2) 事業年度終了の日（期末）現在の「資本金の額又は出資金の額」が1億円を超える法人。なお、中間申告（仮決算に基づくものに限る。）の場合については、当期の事業年度開始の日から6ヵ月目の日の現況により判定します。					
(3) 清算中の法人等					

法人事業税・地方法人特別税	法人区分	所得等の区分			税率		
					平成20年10月1日以後に開始する事業年度分	平成20年9月30日以前に開始する事業年度分	
					法人事業税	地方法人特別税	法人事業税
	収入金課税される法人	収入金額			$\frac{0.7}{100}$	$\frac{81}{100}$	$\frac{1.3}{100}$
	外形標準課税の対象法人	付加価値額			$\frac{0.48}{100}$		$\frac{0.48}{100}$
		資本金等の額			$\frac{0.2}{100}$		$\frac{0.2}{100}$
		所得のうち年400万円以下の金額			$\frac{1.5}{100}$	$\frac{148}{100}$	$\frac{3.8}{100}$
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額			$\frac{2.2}{100}$		$\frac{5.5}{100}$
		所得のうち年800万円を超える金額			$\frac{2.9}{100}$		$\frac{7.2}{100}$
	特別法人	所得のうち年400万円以下の金額			$\frac{2.7}{100}$	$\frac{81}{100}$	$\frac{5.0}{100}$
		所得のうち年400万円を超える金額			$\frac{3.6}{100}$		$\frac{6.6}{100}$
	上記以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額			$\frac{2.7}{100}$		$\frac{5.0}{100}$
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額			$\frac{4.0}{100}$		$\frac{7.3}{100}$
		所得のうち年800万円を超える金額			$\frac{5.3}{100}$		$\frac{9.6}{100}$
	※「特別法人」とは、各種協同組合、森林組合、信用金庫、農事組合法人、医療法人など（地方税法第72条の24の7第5項の法人）です。						
※上記の所得区分は、事業年度の期間の月数が12ヵ月（1年）の場合であり、事業年度の期間の月数が12ヵ月に満たないときは、							
※事業年度の月数の数え方							
1月に満たない端数月も1月に数えます（均等割の数え方（3ページ）と異なることに注意してください。）。							
(例) 24.5.10～25.3.31…11ヵ月							
$\frac{400\text{万円} \times \text{事業年度の月数}}{12}$ の額により区分します。							
例…月数10ヵ月、所得金額の総額が10,312,230円の場合							
$\frac{2.7}{100}$ …… $\frac{400\text{万円} \times 10}{12}$ = 3,333,333							
$\frac{4.0}{100}$ …… $\frac{800\text{万円} \times 10}{12}$ - 3,333,333 = 3,333,333							
$\frac{5.3}{100}$ …… 10,312,230 - (3,333,333 + 3,333,333) = 3,645,564							
} に区分し、それぞれ端数処理して税率を乗じます。							

◎法人の異動変更届について

法人の商号変更、主たる事務所の所在地の変更、事業年度の変更、資本金の額の変更、代表者の変更等がある場合は、定款の写し、及び登記事項証明書（履歴事項全部（一部）証明書）又は登記簿謄本（抄本）の写しを添付して届け出てください。

◎連結納税の承認を受けた法人について

法人税において連結納税の承認を受けた法人については、地域県民局県税部へお問い合わせください。

なお、連結納税の承認を受けた法人にあつては、この手引き中「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

◎決算書類の添付について

確定申告書又は仮決算に基づく中間申告書の提出の際には、決算書類（貸借対照表及び損益計算書等）を添付くださるようお願いします。

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の 申告はインターネットで簡単にできます。



「eLTAX (エルタックス)」は地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

もう、混み合う窓口へ 申告に出かける必要なし！

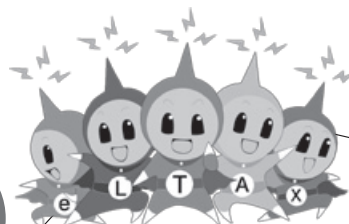
- ・インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告できる！
- ・複数の地方公共団体への申告がまとめて1度にできる！



※eLTAXに参加している地方公共団体に限ります。

※税理士等が依頼を受けて納税者の申告書を作成し送信する場合は、納税者本人の電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

メリット
1



メリット
2

便利な機能で、 申告書作成もカンタンに！

- ・市販の税務・会計ソフトのデータでもそのまま！
※eLTAX対応のソフトに限ります。
- ・eLTAX用ソフトPCdeskで申告書作成が簡単にできる！

もっと詳しい情報はeLTAXホームページへ

<http://www.eltax.jp/>

※ 法人税などの国税の電子申告などは、国税電子申告・納税システム (e-TAX：イータックス) をご利用ください。
e-TAX ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

◇ 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税に関するお問い合わせは、下記の県税部まで ◇

東青地域県民局県税部	(代) 017-722-1111 内線6610・6611 ㊦030-8530 (直) 017-734-9972	青森市新町二丁目4-30 青森県庁舎北棟3階
中南地域県民局県税部	(代) 0172-32-1131 内線378 (直) 0172-32-4341	㊦036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎2階
三八地域県民局県税部	(代) 0178-27-5111 内線208 (直) 0178-27-4455	㊦039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎1階
西北地域県民局県税部	(代) 0173-34-2111 内線208 (直) 0173-34-3141	㊦037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎1階
上北地域県民局県税部	(代) 0176-22-8111 内線209 (直) 0176-23-4241	㊦034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎1階
下北地域県民局県税部	(代) 0175-22-8581 内線208 (直) 0175-22-3105	㊦035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎1階

※2以上の都道府県に事務所等を有する法人の申告、届出等のお問い合わせは、東青地域県民局県税部までお願いします。

県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>

— 青 森 県 —